

## 間伐材供給促進事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日付7産労農森第15号  
(一部改正) 令和8年3月26日付7産労農森第1520号

### (趣旨)

第1 東京都知事(以下「知事」という。)は、間伐材供給促進事業実施要綱(令和7年4月1日付7産労農森第14号、以下「実施要綱」という。)に基づいて行う間伐材供給促進事業(以下「本事業」という。)に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 申請者とは、事業計画書を申請若しくは提出しようとする者、又は補助金の交付を受けようとする者をいう。
- 二 補助事業者とは、補助金交付の決定の通知を受けた者をいう。
- 三 事業区域とは、本事業を実施するために一定のまとまりを対象とする森林の区域並びにそれに接続するための森林作業道(土場を含む。)及び橋梁をいう。

### (補助対象経費、補助率及び査定係数等)

第3 実施要綱別表に規定する事業内容における補助対象経費は、別表1に定めるとおり、補助率及び査定係数は、別表2に定めるとおりとし、1申請当たりの補助金額は上限5,000万円とする。ただし、本事業の補助金の交付と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

### (事業計画書の提出)

第4 申請者は、実施要綱別表に規定する事業内容について、事業区域を設定し、事業計画書を作成し、間伐材供給促進事業計画承認申請書(別記様式第1号)を知事に提出する。

2 前項の事業計画承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他知事が必要とする書類

3 知事は、第1項のとおり提出された事業計画が適当と認められるときは、これを承認し、間伐材供給促進事業計画承認通知書(別記様式第2号)により申請者宛て通知する。

4 知事は、事業計画の期間が複数年度にわたる事業計画の承認については、複数年度分について承認する。ただし、当該年度の予算の範囲内において助成する。

5 知事は、第1項により提出のあった事業計画書に記載された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事業計画書を提出した申請者に対する指導を行う。

### (事業計画の変更、中止)

第5 第4の1に規定する場合において、申請者は、事業計画期間中、既に承認された事業計画に別表3に定める変更が生じる場合、実施済みの年度を除き当該年度を含んだ事業計

画書を作成し、事業計画変更理由書を添えて、間伐材供給促進事業計画変更承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出する。ただし、それ以外の変更が生じたときは、あらかじめ間伐材供給促進事業計画変更届出書（別記様式第3号）を知事に届け出る。

- 2 知事は、前項の規定による事業計画変更理由書について合理的な理由が認められる場合はこれを承認し、第4の3の規定と同様とする。
- 3 第4の4の規定により提出した事業計画期間の途中で、一部の事業区域について中止したい場合は、事業計画中止理由書を添えて、第1項の規定に準じて変更承認申請を行う。  
また、事業計画期間の途中で、全部の事業区域について中止したい場合は、事業計画中止理由書を添えて、間伐材供給促進事業計画中止承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定による中止に係る理由書について合理的な理由が認められる場合はこれを承認し、第4の3の規定と同様とする。

（補助金の交付申請）

第6 申請者は、第4の4に規定する複数年度にわたる事業計画の承認を受けた場合にかかわらず、当該事業実施年度ごとに間伐材供給促進事業費補助金交付申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第7 補助金の交付の決定に当たっては、法令及び予算で定める補助金を適切に執行するため必要があるときは、条件を付すものとする。

（補助金の交付決定）

- 第8 知事は、第6の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、間伐材供給促進事業費補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者にその決定の内容及びこれに付した条件を通知する。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え補助金の交付の決定をすることができる。

（申請事項の変更）

- 第9 補助事業者は、第8の1による補助金交付決定の通知を受けた後に変更を行うときは、あらかじめ間伐材供給促進事業変更承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) その他知事が必要とする書類
- 3 知事は、第1項による申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。
- 4 知事は、変更承認のみ行う場合は、承認を補助事業者に通知し、変更承認に併せて交付決定の変更を行う場合は、変更した内容に合わせた交付決定通知書により補助事業者に通知する。
- 5 知事は、第1項による申請があった場合にかかわらず、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取りやめ、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、変更交付決

定をすることができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(事業の中止又は廃止)

第 10 補助事業者は、第 8 の 1 により決定又は第 9 の 4 により変更を決定した補助事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、間伐材供給促進事業中止承認申請書（別記様式第 6 号）又は間伐材供給促進事業廃止承認申請書（別記様式第 6 号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、事業の中止又は廃止を承認し、補助事業者に通知する。

3 前項において、第 20 から第 23 までの規定を適用しない。

(申請の撤回)

第 11 補助事業者は、第 8 の 1 の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(事故報告書)

第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、補助事業者にその対応について必要な指示をしなければならない。

(状況報告)

第 13 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、間伐材供給促進事業遂行状況報告書（別記様式第 7 号）で知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業のうち林業機械整備により導入した機械及び車両の使用状況について、導入した年度の翌年度から 5 年間、毎年度の 5 月末日までに、間伐材供給促進事業使用状況報告書（別記様式第 8 号）を知事に提出する。

(補助事業の遂行命令等)

第 14 知事は、補助事業者が提出する報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 15 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、事業の実施年度の 2 月末日までに速やかに間伐材供給促進事業実績報告書（別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

なお、知事は、当該報告書の受領に当たって、本事業の補助対象経費の根拠となる書類

等の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 16 知事は、第 15 の規定による実績報告を受けたとき、実績報告書の審査及び必要に応じ現地検査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合に、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに間伐材供給促進事業費補助金請求書(別記第 10 号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払等)

第 17 知事は、補助事業者から第 16 の 2 の提出があった場合は、補助金を支払う。

(是正のための措置)

第 18 知事は、補助事業における第 16 の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 第 16 の規定は、補助事業者が必要な措置をした場合において準用する。

(決定の取消し)

第 19 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助事業に従事した者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するに至ったとき

(4) その他補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第 20 知事は、第 19 の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知するとともに補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、前項の規定に関わらず「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領(平成 19 年 8 月 22 日 19 林整整第 315 号)」第 3 の 4 に該当するときは、返還を免除することができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 21 補助事業者は、第 19 の規定による取消しを受け補助金の返還を命ぜられたときは、

当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

#### （違約加算金の計算）

第 22 当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 第 21 の 1 の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てる。

#### （延滞金の計算）

第 23 第 21 の 2 の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額による。

#### （消費税額相当分の取扱い）

第 24 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 11 号により報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

#### （他の補助金の一時停止等）

第 25 知事は、補助金の返還を命ぜられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

#### （財産処分の制限）

第 26 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、別表 4 に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 知事は、補助事業者が知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事の指定する額を都に納付させる。
- 3 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前二項によりがたい場合には、

知事に協議することができる。

(帳簿の整理、管理等)

第 27 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(その他)

第 28 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 事業内容による補助対象経費

事業内容 (1) 間伐材供給促進事業

項目	細項目	補助対象経費	
		標準単価等構成因子	算出因子
ア 造林補助事業等			
(ア) 森林作業道の作設			
a	事業区域と林道等との接続のための構造物の作設	設計等 ○調査、測量、設計、積算等の委託費 ○現場監督費 工事 ○工事施工費	実行経費とする。
	森林作業道の作設等 ・木製構造物設置	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費	
	c 中間土場（仮置き場）の設置	森林作業道の作設等に準ずる。	実行経費とする。
(イ) 森林施業等			
a	間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費	
b	枝打ち	枝葉除去費	
c	間伐材搬出	○間伐材の木寄せ、集材に要する経費 ○間伐材の運搬に要する経費	
	間伐材搬出事業 補助金事務取扱手数料	事務手数料の対象となる業務 ① 集材地の把握 ② 申請書の作成及び提出 ③ 委任状の作成 ④ 承諾書の作成 ⑤ 補助金配布明細書の作成 ⑥ 補助金配布通知書の作成（発送行為を含む） ⑦ 補助金配布状況報告書の作成及び提出 ⑧ 補助金の受領及び配布行為 ⑨ 領収書の受領、整理及び保存 ⑩ 竣工検査の立会い ⑪ 関係用紙の印刷及び配付 ⑫ その他知事が適当と認める業務	
イ	搬出間伐林業機械導入事業	車両購入費（納品までの整備費、回送費を含む。）	消費税を除く。

別表2 事業内容による補助率及び査定係数

事業内容 (1) 間伐材供給促進事業)

項目	細項目	補助率	査定係数	補助金額 の上限額	
ア 造林補助事業等					
(ア) 森林作業道の作設					
a	事業区域と林道等との接続 のための構造物の作設	設計等	10/10	10,000千円/箇所	
		工事		30,000千円/箇所	
	b 森林作業道の作設等 ・木製構造物設置			170	150千円/箇所
	c 中間土場（仮置き場）の設置				
(イ) 森林施業等					
a	間伐	10/10	170	100	
	b 枝打ち				
	c 間伐材搬出				
イ 搬出間伐林業機械導入事業		9/10			

別表3 事業計画変更承認を要する重要な変更

<p>事業計画変更承認を要する重要な変更</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 単年度の事業計画の事業費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 造林補助事業等（森林作業道の作設（構造物））</li> <li>(2) 造林補助事業等（森林作業道の作設）</li> <li>(3) 搬出間伐林業機械導入事業</li> <li>(4) 造林補助事業等（森林施業等（間伐））</li> <li>(5) 造林補助事業等（森林施業等（間伐材搬出））</li> </ol> <p style="margin-left: 20px;">事業内容のそれぞれの項目について、30%を超える増減</p> </li> <li>2 単年度の事業計画の事業費の総額</li> <li>3 5か年の事業計画の事業費の総額</li> </ol> <p>2及び3について、事業費の30%を超える増減</p>
--------------------------	---

別表4 補助事業により取得した財産の処分

機械等	財産処分制限基準	補助金の返還範囲
間伐材供給促進事業の機械等	補助金交付年度の翌年度から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数以内に機械等の全部又は一部の財産処分となったとき。	全部又は一部

別記様式第1号（第4の1、5の1、5の3関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（申請者住所・氏名） 印

間伐材供給促進事業事業計画（変更・中止）承認申請書

（ 年 月 日付 第 号で承認された事業計画について、）下記のとおり事業を実施（変更・中止）したいので、間伐材供給促進事業事業計画の（変更・中止）承認を申請します。

記

- |   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 年度間伐材供給促進事業事業計画書 | 1部 |
| 2 | 添付書類             | 1部 |

※変更承認申請又は中止承認申請の場合は、事業計画変更理由書又は事業計画中止理由書を添付すること。

別記様式第2号（第4の3、第5の2、第5の4関係）

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

東京都知事 ○○ ○○

間伐材供給促進事業事業計画（変更・中止）承認通知書

年 月 日付 第 号をもって事業計画書（変更・中止）の申請があったことについて、承認します。

別記様式第3号（第5の1関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（申請者住所・氏名）

間伐材供給促進事業計画変更届出書

年 月 日付 第 号により承認された事業計画について、下記のとおり変更したいので届出ます。

記

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1 間伐材供給促進事業事業計画書 | 1 部 |
| 2 添付書類           | 1 部 |

※変更理由書を添付すること。

別記様式第4号（第6関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（申請者住所・氏名） 印

間伐材供給促進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙のとおり補助金を交付されるよう間伐材供給促進事業交付要綱第6により申請します。

別記様式第5号（第8の1関係）

番 号

（申請者）

年 月 日付 をもって申請のあった間伐材供給促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の補助については、 年度補助金を下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 補助金額

金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業内容、内容別経費、補助金の額は、別表1 交付決定額内訳のとおりとする。

第3 補助条件

## 1 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 事業量又は事業費を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

## 2 事情変更による決定の変更等

知事は、交付の決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

## 3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## 4 状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で知事に報告しなければならない。

## 5 遂行命令等

(1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

## 6 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、直ちに次に掲げる事項を記載した実績報告書を知事に1部提出しなければならない。

- (1) 事業実績
- (2) 収支精算
- (3) その他知事が必要であると認める事項

#### 7 補助金の額の確定

- (1) 知事は、第3の6の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- (2) (1)の規定による補助金の確定額は、事業に要した経費に対して、東京都造林補助事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、事業の対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

#### 8 是正のための措置

知事は、第3の7の(1)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。

#### 9 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。
  - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
  - ウ 補助事業に従事した者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するに至ったとき。
  - エ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、第3の7の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

## 10 補助金の返還

- (1) 知事は、第3の9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- (2) 知事は、第3の7の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

## 11 違約加算金及び延滞金

- (1) 知事が第3の9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 12 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第3の11の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- (2) 第3の11の(1)の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

## 13 延滞金の計算

第3の11の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納

付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 14 他の補助事業等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

#### 15 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、別表2財産処分制限基準に定める期間を経過した場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業者が、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。
- (3) ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため(1)及び(2)によりがたい場合には、知事に協議することができる。

#### 16 補助事業の施行地の転用等

- (1) 当該事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく、実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

- (3) その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (4) 森林作業道台帳を作成し保管するとともに、知事に提出すること。森林作業道を利用した森林整備、又は森林作業道の維持管理、改良等をした場合は、森林作業道台帳を更新し、知事に提出すること。

#### 17 帳簿等の検査及び報告

知事が、職員に補助事業に係る帳簿物件の検査をさせる場合又は当該事業について報告を求めるときは、これに応じなければならない。

#### 18 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類等を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

#### 19 導入効果等に係る調査（検証）への協力

補助事業者は、搬出間伐林業機械導入事業により林業機械を取得した場合には、当該機械の導入後における効果及び効率性に関する調査（検証を含む。）について、知事から求めがあったときは、資料の提出、報告、関係書類の提示、立入検査その他必要な協力を行わなければならない。

#### 20 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるものの他「間伐材供給促進事業実施要綱」（令和年 月 日付 産労農森第 号）、「間伐材供給促進事業費補助金交付要綱」（令和 年 月 日付 産労農森第 号）、「間伐材供給促進事業実施要領」（令和 年 月 日付 産労農森第第 号）及び「東京都補助金等交付規則」（昭和37年東京都規則第141号）の規定によらなければならない。

### 第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

施設等	財産処分制限基準	補助金の返還範囲
間伐材供給促進事業の施設等	補助金交付年度の翌年度から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数以内に施設等の全部又は一部の財産処分となったとき。	全部又は一部

別記様式第6号（第9の1、10の1関係）

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

間伐材供給促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった間伐材供給促進事業  
について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 補助事業の当初からの経過及び現況

（注）変更の内容は、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載する。

別記様式第7号（第13の1関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

間伐材供給促進事業遂行状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあったこの事業について、別紙のとおり遂行状況を報告します。

別記様式第8号（第13の2関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

間伐材供給促進事業使用状況報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあったこの事業について、別紙のとおり  
林業機械整備に係る使用状況を報告します。

別記様式第9号（第15関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名） 印

間伐材供給促進事業実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた間伐材供給促進事業について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業完了年月日

2 事業実績

事 項	交付決定額	事業実績額	差引増△減	備 考
事 業 費	円	円	円	
計				
都 補 助 金				
計				

別記様式第10号（第16の2関係）

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

（補助事業者住所・氏名）

印

間伐材供給促進事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあつ

た間伐材供給促進事業費補助金について、下記により請求します。

記

1. 金 円

別記様式第 11 号 (第 24 関係)

番 号  
年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
事 業 者 名

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について (報告)

年 月 日付 第 号をもって額の確定を受けた、 年度間伐材供給促進事業費補助金請求書について、下記のとおり報告します。

記

総事業費	補助金交付額	消費税及び地方消費税の仕入額控除税額	備考
円	円	円	円

※添付書類

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書 (写し)

特定収入割合が分かる書類